

国立大学法人熊本大学の契約に係る取引停止等の措置要領

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、本学の取引業者に対する取引停止等の措置について必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約責任者は、国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第7条第1項又は第2項の規定により一般競争参加者の資格を得た者又はその他の者（以下「業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。

(1) 本学が発注する契約に係る業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合

(2) 国等の機関からの通知又は公共機関から知り得た情報等により業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、本学が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認められた場合は、この限りでない。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件に規定する期間の最も長いものをもってそれぞれの取引停止期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める期間の2倍とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わせないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 契約責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることが出来ない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 契約責任者は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該業者について指名等を取消すものとする。

2 契約責任者は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 契約責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、別紙「取引停止措置（解除）通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部局長に対

し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。
ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(文部科学省へ取引停止措置等の通知)

第7条 契約責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、文部科学省へ事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容等を通知するものとする。

(取引停止等措置等の公表)

第8条 契約責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第9条 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第10条 契約責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月27日から施行する。

(別表)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）に係る手続きにおいて、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>2. 国、独立行政法人及び地方公共団体等（以下「他の公共機関」という。）における購入等契約に係る手続きにおいて、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>3. 本学発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>4. 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5. 第3に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6. 第4に掲げる場合のほか、他の公共機関における契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>7. 本学発注の契約に係る一般競争契約及び指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退を申し出たとき。</p> <p>8. 他の公共機関発注の契約に係る一般競争契約及び指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>9. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>10. 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与え、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(履行関係者事故)</p> <p>11. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>12. 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>

<p>じさせたと認められるとき。</p>	
<p>(贈賄)</p> <p>13. 次に掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>14. 次に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>15. 本学の購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>16. 他の公共機関の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>17. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、本学の購入等契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>18. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、他の公共機関の購入等契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>19. 業者である個人若しくは業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められたとき。</p> <p>20. 業者である個人又は業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>21. 業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>無期限</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>22. 本学発注契約に関し、架空請求を行ったと認められるとき。</p> <p>23. 本学発注契約に関し、納品等の事実を偽ったと認められるとき。</p> <p>24. 故意に、本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき。</p> <p>25. 前各号に掲げる場合のほか、業務（個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上24か月以内</p> <p>3か月以上24か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>26. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>27. 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>前各号に準じて契約責任者が定める期間</p>

別 紙

取引停止措置（解除）通知書

文 書 番 号
年 月 日

住所
称号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人熊本大学
契約責任者
理事 ○○ ○○ 印

下記理由により貴社（殿）を取引停止（解除）しましたので、通知します。

記

- 取引停止（解除）
取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ か月間）
取引停止解除期日： 年 月 日
- 事実概要
- 取引停止措置（解除）の理由
- 提出済の入札（見積）書等の取扱い
取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札（見積）書等は無効とし、当該指名等を取消します。